

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…二

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…一

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…四

○都市計画の案(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課)…五

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…七

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…七

告示

●東京都告示第千六百三十六号

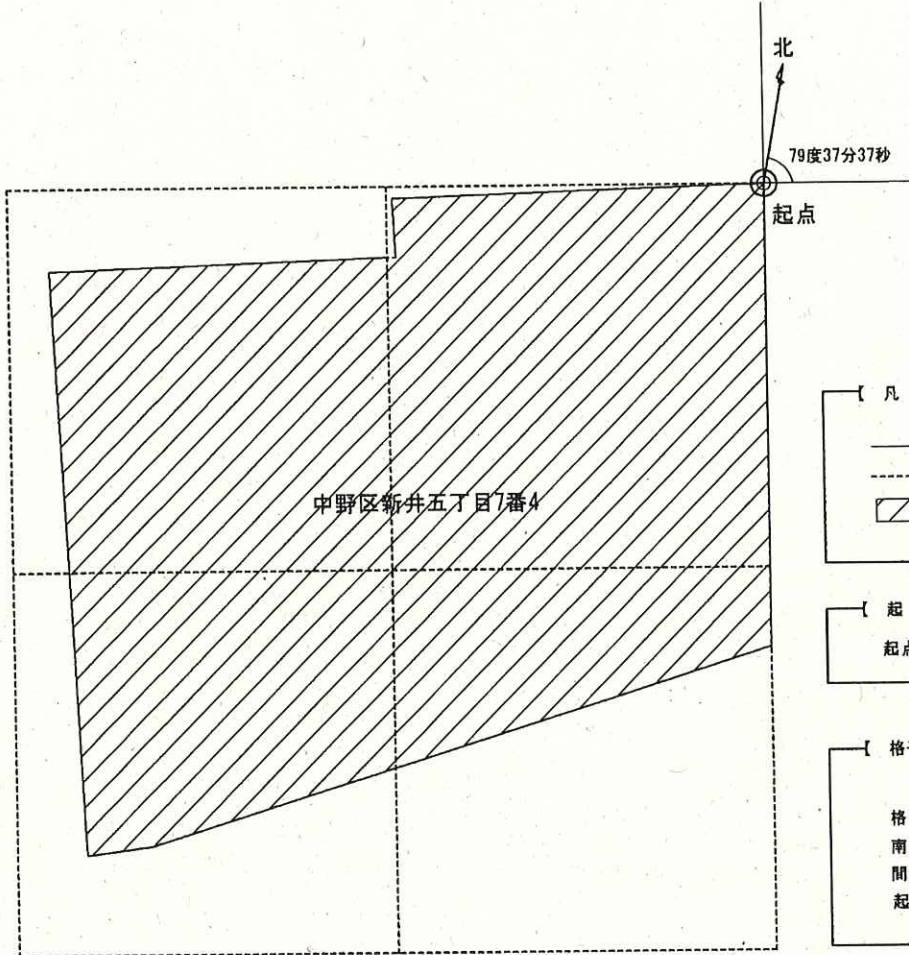
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(中野区新井五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定及び原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



【 凡 例 】

—— : 筆境界
 - - - - : 単位区画
 ▨ : 要措置区域

【 起 点 】

起点は、中野区新井五丁目7番4の最北端とする。

【 格子の回転角度 (79度37分37秒) 】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百三十七号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 東商ファンド株式会社

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名) 眞鍋 優

(三) 主たる営業所の所在地 世田谷区奥沢六丁目四番九号 内田ビルII二階

(四) 登録番号 東京都知事(5)第二九三〇九号

(五) 登録年月日 平成二十九年五月十六日

二 処分年月日 平成三十年十一月五日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十年十一月十二日から平成三十一年一月十日まで(六十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第千六百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月四日から起算して二